

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

薩摩川内市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県薩摩川内市

### 3 地域再生計画の区域

鹿児島県薩摩川内市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【地域の現状と課題】

本市の総人口は昭和 30 年から昭和 50 年にかけて減少し、100,000 人を割り込んでいた。その後、9,000 人弱増加し昭和 60 年に 108,105 人と最近でのピークを迎えた後、減少に転じ、平成 22 年には再び 100,000 人を割り込み、平成 27 年に 96,076 人（国勢調査結果）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 22 年には、74,479 人まで落ち込む見込みである。

出生数の減少と死亡数の増加により自然動態は減少傾向となっていることに加え、社会動態においては 15～24 歳の転出超過傾向が継続しており、進学や就職を機に地域内の人材は市外へ流出し、本市の人口減少が継続している状況である。

このように本市は人口の自然減少・社会減少に伴い、本市では次のような対処が求められている。

#### (1) 自然減少への対処

これまで同様、出生数が死亡数を下回る状況が続くことになるが、理論的には高齢者数がピークを迎える時期が予測できる状況であり、中長期的に出生数を維持あるいは増加させる施策が必要。

特に、出生数の維持あるいは増加を図るためには、早い段階で母数となる出産適齢期の女性数を地域に留めるとともに、出生率を引き上げる施策を一体的に展開することが必要となる。

## (2) 社会減少への対処

本市では自然減少を上回る形で転出超過による減少が進んでいる。特に15～24歳の年齢層が全体の約3割を占めている（平成25～30年の平均）。この転出超過は他地域への進学や就職による域外転出であり、この年齢層の転出抑制と転入促進に焦点を当てた施策を長期的に推進する必要がある。

また、周辺地域からの生産年齢層の転入促進など、自然減少対策とは時間軸の異なる短期的な施策も必要となる。

## (3) 地域内労働力の確保

地域産業の中で、建設業、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、農林水産業が雇用の受け皿となっており、この分野での雇用を維持していくことが求められるが、人口減少が進めば支える労働力を供給することができない事態となる。

このため、労働力を支える生産年齢人口の減少を食い止め、小さくしていく必要がある。

## (4) 地域社会の形成

人口そのものを全体数でとらえるのではなく、中長期にわたる地域内での人口の分布や構成を踏まえて、それぞれの地域における環境や社会活動のあり方など構造的な部分から今後の方向性を整理する必要がある。

### 【基本目標】

これらの課題に対応するため、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、人口減少を緩やかにし、将来的に一定規模の人口を維持していくことを目指す。

- ・ 基本目標 1 「生き生きと働くまち薩摩川内プロジェクト」  
新たな雇用を生み出し若者等が地域外へ流出する状況から地域内企業への就職の流れを創り出す
- ・ 基本目標 2 「暮らしたいまち薩摩川内プロジェクト」  
移定住の推進強化を図る
- ・ 基本目標 3 「子育てするなら薩摩川内プロジェクト」  
子育ての不安を解消し、理想とする子どもの数が持てる環境を実現する

・基本目標 4 「豊かに暮らす薩摩川内プロジェクト」

都市としての機能確保と集落生活圏の維持、地域での多様性のある暮らしを実現する

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	農業産出額	159億円 (H30)	162億円 (R6)	基本目標1
	年間雇用保険被保険者数	25,431人 (H30)	26,000人 (R6)	
	企業誘致数(立地協定件数)(累計)	0件 <small>(目標値は累計のため)</small>	25件 (R6)	
	市内の主な直売施設等の販売額	554,680千円 (H30)	665,000千円 (R6)	
イ	転入者数 — 転出者数	△239人 (H30)	△129人 (R6)	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.88 (H29)	1.90 (R5)	基本目標3
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.5% (H30)	97.0% (R6)	
エ	休日や夜間など緊急時の医療体制対応率	71.9% (H30)	73% (R6)	基本目標4
	過去1年間の介護予防元気度アップ事業への参加率	28.1% (H30)	30.0% (R6)	
	居住誘導区域内の人口密度	30.7人/ha (R1)	30.7人/ha (R6)	
	自主活動、市民活動に取り組み、補助金を活用している地区コミ、NPO、ボランティア団体等	31団体 (H30)	60団体 (R6)	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

薩摩川内市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 生き生きと働くまち薩摩川内プロジェクト

イ 暮らしたいまち薩摩川内プロジェクト

ウ 子育てするなら薩摩川内プロジェクト

エ 豊かに暮らす薩摩川内プロジェクト

② 事業の内容

ア 生き生きと働くまち薩摩川内プロジェクト

国・県等の関係機関や、薩摩川内市企業連携協議会等と連携して、本市の雇用を支える産業が更に元気になるための方策、薩摩川内の特性・強みを活かした産業の創出等を進めることにより、新たな雇用を生み出し若者等が地域外へ流出する状況から地域内企業への就職の流れを創り出す。

同時に地域が持つ資源や技術等を活かした観光、次世代エネルギーや農林漁業の六次産業化などの分野や、地域の生活を支える医療や福祉などの分野において、多様な労働力を地域内で確保、供給し、一定規模の雇用の受け皿としていくとともに、地域内の若者や女性などの雇用環境を改善することにより、本市での雇用確保、所得向上及び地域経済の活性化を図る。

【具体的な取組】

- ・担い手づくりの推進
- ・企業立地等による雇用機会の創出

など、地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業

イ 暮らしたいまち薩摩川内プロジェクト

少子化や若年層の域外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、地元企業や大学等との連携による人材創出、移定住の推進強化を図ることにより、若年層の流出を防ぎ、本市への転入を増加させる。

【具体的な取組】

- ・市民と一体となったシティセールスプロモーションの充実
  - ・移住・定住の促進
- など、移住・定住を促進する事業

#### ウ 子育てするなら薩摩川内プロジェクト

行政が地域や民間事業者などによる出会いの場づくりを支援し、その上で若者の安定した雇用を確保することにより結婚への不安解消を図っていくこととする。また、妊娠・出産・子育てについては晩婚化等に伴うハイリスク妊娠・分娩などに対応できる小児・産科・周産期医療体制を確保しつつ、子育てに係る経済的負担の軽減や緩和を図るほか、仕事と生活のバランスのとれた環境を創出することにより、子育ての不安を解消し、理想とする子どもの数が持てる環境の実現を図る。

##### 【具体的な取組】

- ・出会い・結婚新生活の支援
  - ・多様なニーズに応じた子育て支援の充実
- など、結婚・出産・子育ての希望を叶えることに資する事業

#### エ 豊かに暮らす薩摩川内プロジェクト

都市としての機能確保と集落生活圏の維持の2点から、地域形成の在り方を検討し、その実現に必要な施策を具体的に示し取り組む。また、地域での多様性のある暮らしを実現するため、地域に応じた医療・福祉サービスや防災体制等について、自助・共助・公助により、関係者が相互に協力・連携して、地域での生活支援のためのシステムを構築する。

##### 【具体的な取組】

- ・健康づくりの推進
  - ・中心市街地の形成と魅力ある発展
- など、魅力ある地域づくりに資する事業

※ なお、詳細は第2期薩摩川内市総合戦略のとおりとする。

### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

320,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 8 月に速やかに実績値を取得し、まち・ひと・しごと創生薩摩川内市総合戦略の進行管理状況とともに、毎年 9 月、外部有識者を含む「総合戦略検証評価委員会」による効果検証を行い、次年度以降の取り組み方針を決定する。

目標の達成状況については、検証後速やかに薩摩川内市ホームページ上で公開する。

⑥ 事業実施期間

2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

薩摩川内市の雇用創出を図るため、5-2-②アに対して、地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な、地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

6 計画期間

2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで